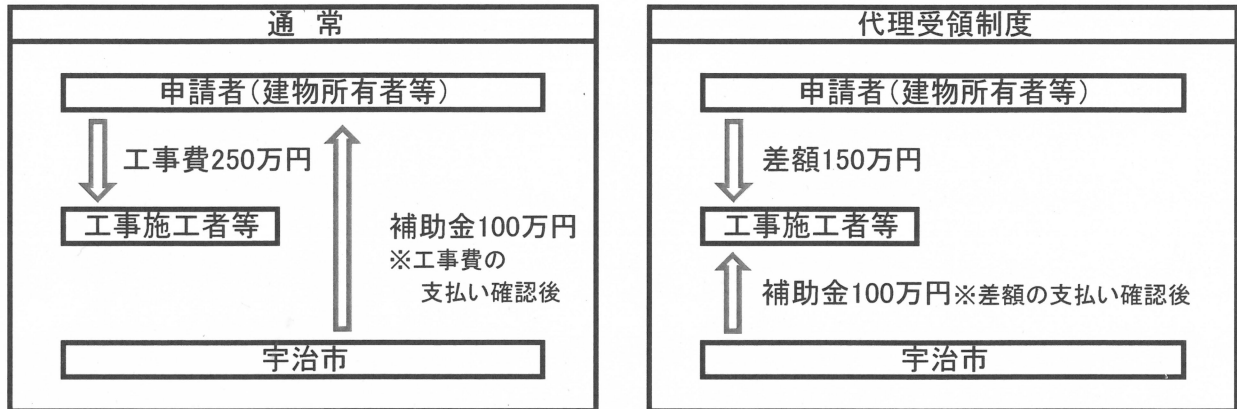


宇治市木造住宅耐震化助成制度等に係る代理受領制度の開始について

○代理受領制度とは

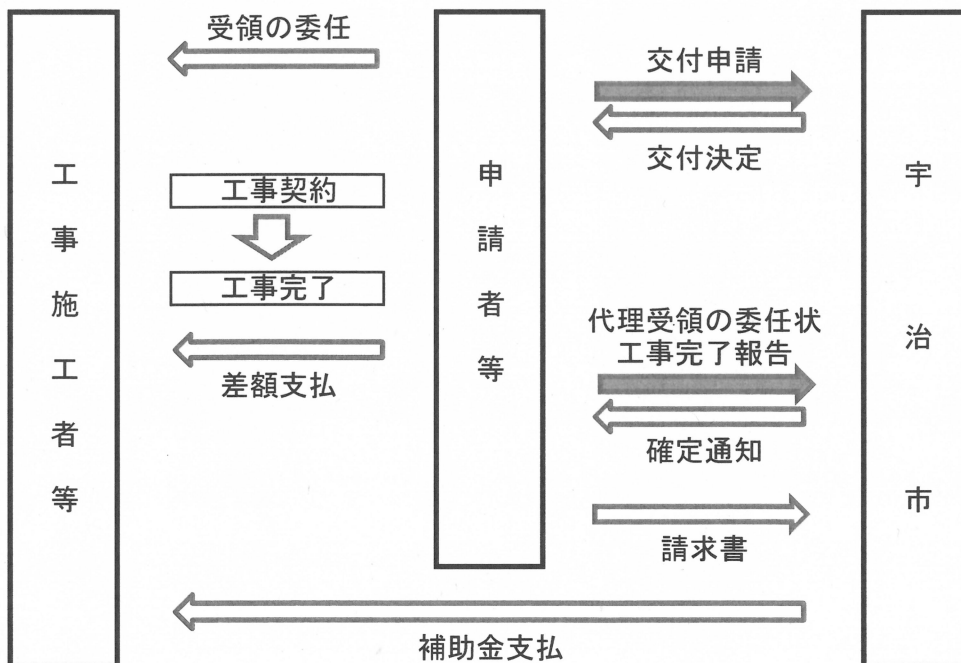
申請者(建物所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工者等)が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、工事費等と補助金との差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。



※木造住宅の耐震改修工事で、工事費250万円、補助金100万円の場合を例示

○補助金申請から補助金受領までの手続きの流れ



○適用する補助金(令和元年7月1日以降完了分から適用)

- ・宇治市木造住宅耐震改修等事業費補助金
- ・宇治市マンション耐震診断事業費補助金
- ・宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金